2　改正法附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第十九条（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）の規定の適用については、同条第四項中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項において「旧効力所得税法」という。）第六十五条第一項」と、「同条の」とあるのは「所得税法第六十五条又は旧効力所得税法第六十五条の」とする。

3　個人が施行日前に旧法第六十五条第三項に規定する延払条件付販売等（第六項において「延払条件付販売等」という。）に該当する改正法附則第八条第一項に規定する特定資産の販売等（以下この項及び第六項において「特定資産の販売等」という。）に係る契約をし、かつ、施行日以後に当該特定資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供をした場合には、同条第一項の規定の適用については、当該特定資産の販売等は、施行日前に行われたものとする。

4　改正法附則第八条第三項の規定の適用を受けている個人が死亡した場合において、その個人の事業を相続人が承継したときは、当該相続人のその死亡の日の属する年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、当該個人がした同条第四項の記載は当該相続人がしたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。この場合において、当該相続人の次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　当該個人の死亡の日の属する年　当該個人の改正法附則第八条第三項の規定の適用に係る同条第二項に規定する未計上収入金額及び未計上経費額（以下この項においてそれぞれ「未計上収入金額」及び「未計上経費額」という。）を百二十で除し、これに当該相続人がその年において当該事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額を同条第三項第一号に掲げる金額とし、当該未計上収入金額及び未計上経費額を同項第二号イに掲げる金額とし、当該未計上収入金額及び未計上経費額のうち、当該個人の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額を同号ロに掲げる金額とする。

二　当該個人の死亡の日の属する年の翌年以後の各年　当該個人の改正法附則第八条第三項の規定の適用に係る未計上収入金額及び未計上経費額を百二十で除し、これに当該相続人がその年において当該事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額を同項第一号に掲げる金額とし、当該未計上収入金額及び未計上経費額を同項第二号イに掲げる金額とし、当該未計上収入金額及び未計上経費額のうち、当該個人の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額と当該相続人のその年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額との合計額を同号ロに掲げる金額とする。

5　前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6　延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき改正法附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条第一項本文の規定の適用を受けている個人が死亡した場合において、その個人の事業を相続人が承継し、かつ、当該相続人が当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき同項本文の規定の適用を受けなかったときは、当該相続人（改正法附則第八条第二項及び第三項に規定する個人に該当するものを除く。）を改正法附則第八条第二項及び第三項に規定する個人とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、当該相続人が平成三十年から平成三十五年までの各年において当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき同条第二項第一号に規定する延払基準の方法により経理したときは、当該相続人は、同号に規定する延払基準の方法により経理しなかったものとみなす。

（雑損控除の適用を認められる親族の範囲に関する経過措置）

第十三条　新令第二百五条第一項（雑損控除の適用を認められる親族の範囲）の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第十四条　新令第二百十七条第一号の二（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八条第一項（寄附金控除）に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八条第一項（寄附金控除）に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（国外事業所等に帰せられるべき所得に関する経過措置）

第十五条　新令第二百二十五条の二（国外事業所等に帰せられるべき所得）の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲に関する経過措置）

第十六条　新令第二百二十五条の五（第三号に係る部分に限る。）（人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲）の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（国内にある資産の譲渡により生ずる所得に関する経過措置）

第十七条　新令第二百八十一条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第八項から第十項まで（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（内国法人が引き受けた投資信託等の信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）

第十八条　新令第三百条第二項から第十四項まで（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第二項に規定する収益の分配について適用し、同日前に支払われた旧令第三百条第二項（信託財産について納付した所得税額の控除）に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

（外国法人が引き受けた投資信託等の信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）

第十九条　新令第三百六条の二（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する収益の分配について適用し、同日前に支払われた旧令第三百六条の二（信託財産について納付した所得税額の控除）に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

（公的年金等の金額から控除する金額の調整に関する経過措置）

第二十条　新令第三百十九条の六第一項（公的年金等の金額から控除する金額の調整）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧令第三百十九条の六第一項（公的年金等の金額から控除する金額の調整）に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置）

第二十一条　新令第三百三十六条第三項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百三十六条第三項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2　新令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に新令第三百三十六条第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3　新令第三百三十六条第一項（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）の規定は、施行日以後に新令第三百三十六条第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百三十六条第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4　平成二十八年一月一日前に番号利用法整備令第十五条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正前の所得税法施行令（以下「平成二十六年旧令」という。）第三百三十六条第二項各号（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第五項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第五項に規定する三年経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利子等又は配当等の同項に規定する支払日までの間